

佐賀大学における講義自動収録配信システムの運用に関する要項

(平成26年9月22日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、学生の主体的学び並びに教員の授業及び教育改善を支援するために導入する講義自動収録配信システム（以下「収録配信システム」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる授業科目)

第2 収録配信システムの収録の対象となる授業科目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 全学教育機構が開設する授業科目（全学教育機構が業務を承継した教養教育運営機構の授業科目を含む。）

(2) 学部・研究科等で収録配信システムが設置された教室で行われる授業科目のうち、学部・研究科等から、収録の申請があった授業科目

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、本学の事業及び業務（以下「事業等」という。）の収録に利用することができる。

3 第1項第1号に規定する授業科目は、授業担当教員の要望を開講前確認書等により確認した上で収録配信システムを設置している教室に割当てて。

(収録、公開、編集等)

第3 第2第1項に規定する授業科目及び第2項に規定する事業等の収録については、事前に自動的に収録を行うように収録配信システムを設定する。

2 第2第1項で収録した授業科目については、当該授業科目を受講している学生に対して公開するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、収録後に授業担当教員は収録配信システムにより取得したデータ（以下「収録データ」という。）を必要に応じて全部又は一部を公開前及び公開後に削除又は編集することができる。

4 第2第1項に規定する授業科目において授業担当教員以外の者を招へいし、収録する場合、授業担当教員は収録に関して事前に当該招へい者の承諾を得るものとする。

5 第2第1項に規定する授業科目及び第2項に規定する事業等において他の著作権者の著作物を利用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）及び関係法令を遵守しなければならない。

(収録データの利用方法等)

第4 収録データの利用方法等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 授業の予習・復習

(2) 授業方法・内容等の改善

(3) 収録データの編集による教材等の作成

(4) 授業改善のためのFD活動への収録データの利用

- (5) 授業に関する研究
 - (6) その他全学教育機構長が特に認めた事項
- 2 前項に規定する利用方法等以外に、収録データを利用してはならない。
(収録データの利用権限を有する者)
- 第5 収録データの利用権限を有する者については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第4第1項第1号については、当該授業科目を履修登録している学生
 - (2) 第4第1項第2号から第4号までについては、授業担当教員、授業担当教員の許可を得た本学の教員
 - (3) 第4第1項第5号については、当該授業科目を開設する学部・研究科等の長、授業担当教員の許可を得た本学の教員
- 2 前項の規定にかかわらず、全学教育機構長及び全学教育機構長が指名する教員又は事務職員は、管理に必要な範囲で収録データを閲覧することができる。
(収録データの管理等)
- 第6 収録データの管理は、eラーニングスタジオが行い、保存期間は、原則として授業を実施した学期の次の学期末までとする。ただし、第7第3項に規定する収録データについては、この限りでない。
- 2 前項に規定する保存期間を延長する必要がある場合は、授業担当教員は前学期においては当該年度の2月末までに、後学期においては次年度の8月末までに、収録データ保存期間延長届(別記様式1)を全学教育機構長に提出し、許可を得なければならない。ただし、保存期間の延長は3年を限度とし、さらに期間を延長して保存が必要な場合は、各教員が収録データを保存するものとする。
- 3 収録データを編集した教材等(2次的著作物)を作成し、一定期間保存する場合は、授業担当教員は教材等(2次的著作物)データ保存願(別記様式2)を全学教育機構長に提出し、許可を得なければならない。ただし、保存期間は許可を得た年度の次の年度から3年間を限度とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、当該授業担当教員が定年退職、異動等で本学を退職した場合の保存期間は、当該授業担当教員が退職する日までの期間とする。ただし、当該授業担当教員が収録データの著作権を大学に譲渡した場合は、この限りでない。
- 5 当該授業科目を開設している学部・研究科等の長は、内容が公序良俗に反している場合及び他人の権利を不当に侵害する、又は侵害するおそれのある場合は、利用を制限し、若しくは教授会等の議を経て、配信又は保存を中止することができる。
(収録データの著作権)
- 第7 収録データについては、当該授業科目の授業担当教員が著作権を持つものとする。
- 2 授業担当教員が企画・編集した教材等(2次的著作物)については、当該授業担当教員が著作権を持つものとする。
- 3 収録データを大学が企画・編集した教材等(2次的著作物)については、大学が著作

権を持つものとする。ただし、授業担当教員が原著作物である講義の著作権者であることから、その編集及び利用については、事前に授業担当教員の許可を得るものとする。

(回線の輻輳等による中断)

第8 総合情報基盤センター長から回線の輻輳、その他技術的な問題により収録データの全部又は一部の利用の中断を要請された場合は、全学教育機構長は必要な期間、収録データの利用を中断するものとする。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、全学教育機構長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から適用する。

収録データ保存期間延長届

全学教育機構長 殿

所 属

氏 名 印

講義自動収録配信システムにて収録した下記の収録データについて、保存期間の延長を申請します。

記

対象となる収録データ (授業科目, 実施日時の指定等)	データ容量	保存延長期間 (保存終了年月日)	備 考

※1 保存を延長できる期間の上限は、収録年度の次の年から3年間です。

※2 上記以上の期間保存が必要な場合は、ダウンロードの上、他の媒体に移し替えて保存願います。

別記様式2（第6第3項関係）

平成 年 月 日

教材等（2次的著作物）データ保存願

全学教育機構長 殿

所 属

氏 名 印

講義自動収録配信システムにて収録したデータを編集した教材等（2次的著作物）について、保存を申請します。

記

対象となる教材等(2次的著作物) データの名称等	データ容量	保存期間 (保存終了年月日)	備 考

※1 保存期間は、申請した年度の次の年度から3年間です。

※2 上記以上の期間保存が必要な場合は、ダウンロードの上、他の媒体に移し替えて保存願います。